

若手料理人チャレンジ機会提供事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 9 月

南魚沼市

1 業務名

若手料理人チャレンジ機会提供事業

2 目的

人口減少及び国内旅行市場の縮小が進行する中、当市においては、観光事業者の後継者不足及び食を支える次世代の人材育成が課題となっている。

この課題に対応するため、若手料理人が南魚沼市内で営業・商品開発・顧客獲得等に挑戦できる機会を創出する。市内宿泊施設等のキッチンを期間限定で活用し、来訪者及び市民に多様な食の楽しみを提供することで、若手料理人の市内進出、南魚沼の食の魅力発信、食関連事業者の連携、将来的な新規出店・コンテンツ造成につなげることを目的とする。

3 業務の実施期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 委託料の上限額

2, 9 7 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税含む。）

5 委託業務内容

別紙「若手料理人チャレンジ機会提供事業業務委託仕様書」のとおり

6 プロポーザルの参加基準

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる基準を全て満たす者とする。

- (1) 本プロポーザルの実施年度において、南魚沼市建設コンサルタント等業務の入札参加資格を有する者。なお、資格を有していない者は、参加申込期限までに入札参加資格審査の申請手続きを行うこと
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 参加申込書提出日から契約締結の間において、南魚沼市及び新潟県からの指名停止措置を受けている期間がない者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く
- (5) 南魚沼市暴力団排除条例（平成 24 年南魚沼市条例第 2 号）第 2 条第 1 号及び第 2

号の規定に該当しない者

- (6) 本業務と内容が類似する業務を官民間問わず請け負った実績（実施中のものも含む。）を有する者

7 スケジュール及び企画提案等の提出先

(1) スケジュール

項目	日程等
実施要領公表	令和8年9月18日（金）
参加申込書・質問書の受付	令和8年9月18日（金）～ 令和8年10月6日（火）午後4時
質問に対する回答	令和8年10月8日（木）午後4時まで
企画提案書の受付期限	令和8年10月19日（月）午後4時まで
契約候補者の決定	令和8年10月27日（火）予定
契約締結	契約候補者との協議終了後

(2) 参加申込書及び企画提案書の提出先及び問合せ先

ア 参加申込書及び企画提案書の提出先	〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町180番地1 南魚沼市役所 財政課 契約検査班 TEL:025-773-6671 FAX:025-772-3055 E-mail: keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp
イ 実施要領及び仕様等の問合せ先	〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町180番地1 南魚沼市役所 南魚沼ブランド局 観光戦略課 TEL:025-775-7079 FAX:025-775-7026 E-mail: kankou@city.minamiuonuma.lg.jp

8 参加申込書並びに質問の受付及び回答

(1) 参加を希望する事業者は、次の参加申込書類を提出すること

- 提出書類：様式第1号（参加申込書）
様式第2号（会社概要）
様式第3号（実績調書）
- 提出部数：1部
- 受付期間：「7（1）スケジュール」に記載のとおり
- 提出方法：「7（2）参加申込書及び企画提案書の提出先及び問合せ先 ア」へ持参又は郵送（郵送のときは、書留郵便等の配達記録が残る方法で行い、郵便事故等は提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできない。以下同じ。）により提出すること

(2) 質問の受付

質問の提出は参加予定の事業者が行い、下記のとおりとする

- ・提出様式：様式第4号（質問票）
- ・受付期間：「7（1）スケジュール」に記載のとおり
- ・提出方法：「7（2）参加申込書及び企画提案書の提出先及び問合せ先 イ」へ電子メールにて提出すること

（3）質問に対する回答

参加申込書等を提出した全ての事業者に対し、質問事項及びその回答を電子メールにより回答する。回答は本要領及び仕様書と一体のものとして効力を有する。なお、電話及び口頭等による個別対応は行わない

9 企画提案書作成要領

- （1）企画提案書は、A4版でかつ10ページ以内で作成すること
- （2）仕様書に沿って企画提案を作成すること
- （3）仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が本市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行うこと

10 企画提案書の受付

企画提案者は、下記により必要書類を提出すること

- ・受付期間：「7（1）スケジュール」に記載のとおり
- ・提出方法：「7（2）参加申込書及び企画提案書の提出先及び問合せ先 ア」へ持参又は郵送により提出すること
- ・提出書類：下表「応募に関する提出書類一覧表」に掲げる書類
- ・提出部数：下表「応募に関する提出書類一覧表」に掲げる部数
- ・応募に関する提出書類一覧表

書類名	提出部数
①様式第5号「企画提案書提出届」	6部
②任意様式「企画提案書」	6部
③任意様式「見積書及び見積内訳書」	6部
④様式第6号「業務実施予定体制」	6部

11 留意事項

- （1）提出後の差替え及び追加・削除は認めない
- （2）市が必要と認めるときには追加資料の提出を求めることがある
- （3）企画提案書に記載する提案は1者につき1案とする
- （4）第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利の対象となつて

いる方法を使用するときは、参加者がその費用負担及び使用交渉の一切を行うこと

12 参加辞退

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになったときは、速やかに様式第7号「参加辞退届」を「7（2）参加申込書及び企画提案書の提出先及び問合せ先 ア」に持参又は郵送にて提出しなければならない

13 選定方法

企画提案書等の書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない

提出された企画提案書等を、若手料理人チャレンジ機会提供事業業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）が、「14 選考審査基準項目」で示す評価基準に基づいて評価を行い、得点の高い順に順位を付ける。最上位の者を契約候補者とし、次順位の者を次点候補者とする。最高得点の参加者が2者以上いるときは、「14 選考審査基準項目」による審査項目「企画提案力」の得点の高い者を上位とし、同項目の得点が同じときは見積金額が最も安価な者を上位とする

参加者が1者のときは、委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できると判断したときは、契約候補者として選定する。また、契約候補者との契約締結に至らなかったときは、次点のものを契約候補者とする。契約締結に至らない限り、先述の内容を繰り返し行う

全ての企画提案について、契約の目的を達成できないと判断したときは、契約候補者を選定しない

14 選考審査基準項目

審査項目	評価基準	配点
業務遂行力	・事業を適正に履行できる専門技術及び経営規模を有しているか	5/100
	・事業を適正に履行できる実施体制（人員、スケジュール等）が具体的に提案されているか	5/100
	・本業務と内容が類似する業務の実績（実施中を含む。）は十分にあるか	5/100
企画提案力	・本業務の目的及び南魚沼市の観光資源を十分理解しているか	15/100
	・南魚沼において若手料理人がチャレンジできる機会の分析及び採用候補とする若手料理人のターゲット設定が妥当か	15/100
	・将来的に若手料理人の市内進出につながる具体的な施策が提案されているか	15/100

	・観光関連事業者への波及効果や地域経済への貢献が期待できる提案となっているか	15/100
	・地域の食材・文化・物語を活用した「南魚沼らしい食体験」の設計が示されているか	15/100
効果検証	・成果指標及び効果検証手法が具体的に提案されているか	5/100
見積額	・委託料の上限額（2,970,000円）から見積額が2.5%（74,250円）低く設定されているごとに1点加点（最高5点・最低0点）	5/100

15 選定結果

選定結果（契約候補者及び次点候補者）をメールにより本プロポーザル審査の参加者全員に通知する

16 契約締結事務

本プロポーザルは、本業務委託の履行に最も適した契約の相手方を選定することから、具体的な業務は企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、市との協議に基づいて実施するため、経費縮減及び機能向上を図るために協議を行う。当該協議の成立後に契約を締結する

（１）仕様等の確定

契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。協議により企画提案書の項目の変更、追加及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させる。また、当該協議が整わないときで、次点候補者が契約候補者となったときも同様とする

（２）契約金額の確定

契約金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこと

（３）契約保証金

契約保証金は免除する

17 提出書類の取扱い

（１）参加申込書、企画提案書等は、返却しない

（２）企画提案書等は、本プロポーザルの審査以外には使用しない

（３）提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類は、市が必要と認めるときには、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用する事ができる

18 情報公開

- (1) 市は、提出された企画提案書等について、南魚沼市情報公開条例（平成 16 年南魚沼市条例第 14 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示できるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となるときがある
- (2) 次に掲げる事項を、南魚沼市公式ウェブサイト等で公表する
 - ア 業務名
 - イ 選定した契約候補者の名称
 - ウ 担当課の名称

19 費用負担

企画提案書等の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て参加者の負担とする

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施できないときは、延期又は中止する。このときは本プロポーザルに要した費用を市に請求できない

20 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当するときは、その提案を失格とする

- (1) 参加基準を満たしていないとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しないとき
- (4) 見積書の金額が、委託料の上限額を超えたとき
- (5) 企画提案書等の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害したとき
- (6) 委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めたとき
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき

21 その他

- (1) 本提案により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない
- (2) 企画提案書等に記載した配置予定の業務担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行うときには、同等以上の業務担当者であるとの南魚沼市の上承を得なければならない
- (3) 審査等に対して、異議申し立てはできない。選考方法、選考内容についての問合せ

には、原則として応じない

(4) 電子メール等の通信事故について、市は、いかなる責任も負わない

(5) 契約に関する全ては、南魚沼市財務規則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 4 号）及び南魚沼市委託契約約款（平成 21 年 1 月 30 日告示第 8 号）及び市の指示による